

健感発0617第1号
令和3年6月17日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（公印省略）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による
入院患者の自己負担額認定基準の取扱いについて」の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生事務次官通知）の一部改正について」（令和2年12月28日厚生労働省発障1228第2号厚生労働事務次官通知）の発出に伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額認定基準の取扱いについて」の一部改正について」（令和元年5月31日健感発第0531第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を別添のとおり改正し、令和3年7月1日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の改正は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第2項の規定による入院の自己負担額の、令和3年7月の算定分から適用することとし、同年6月以前の算定分については、改正前の本通知の規定によることとする。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額認定基準の取扱いについて」の一部改正について
(令和元年5月31日付け健感発第0531第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

新	旧
<p>1～4 (略)</p> <p>5 (削除)</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>事務次官通知第1の2(3)に規定する寡婦控除等のみなし適用については、当該制度について十分に説明し、患者並びにその配偶者及び患者と生計を一にする絶対的扶養義務者から申告書や戸籍事項証明書等を提出させること。</u></p>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による
入院患者の自己負担額認定基準の取扱いについて

- 1 扶養義務者の把握は、新規の入院勧告・措置に係る感染症患者については入院時、継続の入院勧告・措置に係る感染症患者については直近の7月1日時点における配偶者及び民法第877条第1項に規定する絶対的扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）により行い、その有無を速やかに把握すること。

- 2 自己負担額は、当該患者並びにその配偶者及び患者と生計を一にする絶対的扶養義務者の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条に規定する市町村民税所得割の額（以下「所得割の額」という。）の合算額を基礎として認定することとされているが、生計同一とは、「社会生活において収入と支出を共同にして消費生活を営んでいること」をいい、次により取扱うこと。
 - （1）患者と同一住所の者は、原則として同一生計とみなす。
 - （2）患者と住所の異なる者は、患者又は患者と同一生計の者と次の事実がない限り別生計とみなす。
 - ア 消費物資の共同購入を行っていること。
 - イ 出稼ぎ等により送金していること。
 - ウ 生活費の援助を受けていること又は行っていること。
 - エ 税法上扶養親族として控除の対象としていること。
 - オ 各種保険において扶養親族としていること。

- 3 自己負担額の認定の時期については、入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額の確定額により行うこと。

また、継続の入院勧告・措置に係る感染症患者については、直近の7月1日時点の入院勧告・措置に係る感染症患者について再認定し、7月診療分から再認定額を自己負担とされたいこと。

- 4 所得割の額の把握に当たって、市町村等に課税情報を照会する際には、原則行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき照会すること。